

熊本県公報

第 1 1 6 2 4 号
平成 19 年 11 月 16 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 告 示
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定……………(障害者支援総室) 1
 - 臨時種畜検査の実施……………(畜産課) 1
 - 公 告
 - 小型自動車 1200cc-1300cc 貨客兼用（球磨及び天草各地域振興局分）の調達にかかる一般競争入札の実施……………(管理調達課) 2
 - 宅地建物取引業法の規定に基づく行政処分のための聴聞の実施……………(建築課) 4
 - 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明者に係る当該通知の掲示……………(森林保全課) 4
 - 登 載 依 頼
 - 熊本県公安委員会告示第 6 号の一部改正……………(警察本部運転免許課) 5
 - 熊本県公安委員会が行う特例施設占有者の指定等に関する規則……………(県警本部会計課) 5
 - 政治資金規正法第 17 条第 2 項適用団体……………(選挙管理委員会) 19

告 示

熊本県告示第 974 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定した。

平成 19 年 11 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定自立支援医療機関（精神通院医療）の名称及び所在地	開設者の名称及び所在地	指定年月日
小林クリニック 球磨郡錦町西 3604-106	小林 清吉 人吉市下薩摩瀬町 742-8	平成 19 年 11 月 1 日
錦ヶ丘調剤薬局 熊本市健軍本町 1-6	伊東 雄一 熊本市谷尾崎町 1123-38	平成 19 年 11 月 1 日
あさがお薬局 画図店 熊本市画図町所島無田口 112-2	ザイタック九州 株式会社 熊本市水前寺四丁目 20-3	平成 19 年 11 月 1 日
そうごう薬局 北帯山店 熊本市帯山四丁目 18-20	総合メディカル 株式会社 福岡市中央区天神二丁目 14-8	平成 19 年 11 月 1 日
しんなべ薬局 熊本市新南部二丁目 7-60	有限会社 エングロー 熊本市呉服町二丁目 36-6-206 号	平成 19 年 11 月 1 日
新生堂薬局 大津店 菊池郡大津町大津 1211-1	株式会社 新生堂薬局 福岡市南区中尾三丁目 12-17	平成 19 年 11 月 1 日

熊本県告示第 975 号

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項第 2 号に規定する臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成 19 年 11 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため。
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第 4 条に規定する牛の雄

3 検査の期日及び場所

検 査 日	時 間	場 所
平成 19 年 12 月 11 日 (火)	午前 10 時から	熊本県農業研究センター (合志市栄 3801)

公 告

熊本県公告第 918 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 11 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品及び数量

小型自動車 1200cc - 1300cc 貨客兼用 (球磨及び天草各地域振興局分) 2 台

(2) 調達物品の規格及び品質等

入札説明書及び小型自動車仕様書のとおり

(3) 納入期限

平成 20 年 1 月 25 日 (金)

(4) 納入場所

熊本県球磨及び天草各地域振興局農業普及指導課

(5) 電子入札に関する事項

本件は、入札手続 (入札書の提出から落札者の決定まで) を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札 (物品調達・業務委託契約等) 運用基準 (以下「運用基準」という。) の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続 (以下「紙入札方式」という。) によることができる。

その他電子入札に関する事項は、運用基準による。

(6) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに入力すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

(1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。) による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

(2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

(3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

(4) 6 の (3) 記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。

(5) 熊本県内に本店、支店又は営業所を有すること。

(6) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県農林水産部農業技術課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の (2) の場所に持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。

(2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先 熊本県出納局管理調達課資格審査班 (県庁行政棟本館 2 階)

- 郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2581 (ダイヤルイン)
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 11 月 16 日 (金) から平成 19 年 11 月 26 日 (月) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 21 年 9 月 30 日 (水) までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 21 年 7 月 1 日 (水) から平成 21 年 7 月 31 日 (金) まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間
平成 19 年 11 月 16 日 (金) から平成 19 年 11 月 30 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 9 時から午後 4 時 30 分までとする。
- (2) 提出場所
5 に記載のとおり
- (3) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2 の (6) に係る書類 (仕様適合証明書)
ウ その他必要書類
- (4) 提出方法
5 に記載する場所に持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。
なお、電子入札により参加する者は、提出書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班 (県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話番号 096-333-2580 (ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の閲覧 (交付) 期間及び場所
ア 閲覧 (交付) 期間
平成 19 年 11 月 16 日 (金) から平成 19 年 11 月 30 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
イ 閲覧 (交付) 方法
電子入札システムホームページにて閲覧又は 5 に記載する場所にて交付
- (3) 入札及び開札の日時・場所
ア 電子入札システムによる入札
4 の (5) 記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム (運用時間: 午前 9 時～午後 5 時) により入札すること。
入札書受付締切日時 平成 19 年 12 月 6 日 (木) 午後 4 時
イ 紙入札方式による入札
日 時 平成 19 年 12 月 7 日 (金) 午後 2 時から
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室 (県庁行政棟本館 2 階)
ウ 開札の日時及び場所
上記イに同じ。
- (4) 入札書の提出方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6 の (3) のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
イ 紙入札方式の場合
6 の (3) のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5 に記載の場所に平成 19 年 12 月 6 日 (木) までに必着するよう郵送 (書留郵便に限る。) すること。

- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ くじ番号の記入のない入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
ケ 二以上の意思表示を行った入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金
免除する。
- (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 919 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定による行政処分について、同法第 69 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 16 条の 15 第 5 項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成 19 年 11 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時
平成 19 年 11 月 26 日 午後 2 時
- 2 聴聞の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 7 階 701 会議室
- 3 被聴聞者
商 号 株式会社中央住建不動産
代表者氏名 村上 豊
事務所所在地 熊本県熊本市南熊本 4-7-6
免許証番号 熊本県知事（2）第 4133 号
免許年月日 平成 16 年 12 月 21 日

熊本県公告第 920 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を天草市役所に掲示する。

平成 19 年 11 月 16 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不明な者の氏名
亀子 憲一郎、松下 一彦、松坂 五一、岩長 清二、山下 平八、長島 彌作、宗像 五六七、中野 和人、大林 計、山田 登、糸田 恭正、平本 幸治、松岡 亮治
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 19 年 10 月 22 日付け熊本県告示第 901 号による。

登 載 依 頼**熊本県公安委員会告示第 18 号**

平成 14 年 5 月 24 日熊本県公安委員会告示第 6 号（道路交通法第 94 条、第 101 条、第 101 条の 2、第 101 条の 2 の 2、第 104 条の 4 及び第 107 条の 7 に規定する申請又は届出の場所、期日及び受付時間）の一部を次のように改正し、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

平成 19 年 11 月 8 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

- 1 の（4）の（注）を削る。

熊本県公安委員会規則第 19 号

熊本県公安委員会が行う特例施設占有者の指定等に関する規則を次のように定める。

平成 19 年 11 月 16 日

熊本県公安委員会委員長 松村 敏人

熊本県公安委員会が行う特例施設占有者の指定等に関する規則
(趣旨)

- 第 1 条 この規則は、遺失物法（平成 18 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 17 条の規定に基づく遺失物法施行令（平成 19 年政令第 21 号。以下「令」という。）第 5 条第 5 号の規定による指定（次条及び第 4 条において単に「指定」という。）、法第 25 条第 1 項の規定による報告又は資料の提出の要求、同条第 2 項の規定による報告若しくは資料の提出又は保管物件の提示の要求及び法第 26 条第 1 項又は第 2 項の指示に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特例施設占有者の指定)

- 第 2 条 熊本県公安委員会（以下「公安委員会」という。）は、指定をしたときは、指定通知書（別記様式第 1 号）により、遺失物法施行規則（平成 19 年国家公安委員会規則第 6 号。以下「規則」という。）第 28 条第 1 項の申請をした者（以下「申請者」という。）に対し、その旨を通知するものとする。

- 2 公安委員会は、指定をしなかったときは、不指定通知書（別記様式第 2 号）により、申請者に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 規則第 28 条第 4 項の規定による公示は、特例施設占有者指定公示書（別記様式第 3 号）を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(特例施設占有者に係る公示事項の変更)

- 第 3 条 規則第 29 条第 2 項の規定による公示は、特例施設占有者変更事項公示書（別記様式第 4 号）を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(指定の取消し)

- 第 4 条 公安委員会は、規則第 30 条第 1 項の規定による指定の取消し（次項において単に「取消し」という。）をしようとするときは、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）及び聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成 6 年国家公安委員会規則第 26 号）の規定に基づき聴聞を行わなければならない。

- 2 公安委員会は、前項の聴聞の結果、取消しをしたときは、指定取消通知書（別記様式第 5 号）により、取消しの相手方に対し、その旨を通知するものとする。

- 3 規則第 30 条第 2 項の規定による公示は、特例施設占有者指定取消公示書（別記様式第 6 号）を公安委員会の掲示場に掲示して行うものとする。

(報告等の要求)

- 第 5 条 法第 25 条第 1 項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は同条第 2 項の規定による報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、報告等要求書（別記様式第 7 号）により行うものとする。

(指示)

- 第 6 条 法第 26 条第 1 項又は第 2 項の指示（次項において単に「指示」という。）は、指示書（別記様式第 8 号）により行うものとする。

- 2 第 4 条第 1 項の規定は、指示をしようとするときについて準用する。この場合において、同項中「聴聞を行わなければならない。」とあるのは、「弁明の機会の付与を行わなければならない。」と読み替えるものとする。

附 則
この規則は、法の施行の日（平成 19 年 12 月 10 日）から施行する。

別記様式第 1 号（第 2 条関係）

熊本県公安委員会指令第 号

指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった下記の施設については、遺失物法施行令（平成 19 年政令第 2 1 号）第 5 条第 5 号の規定に基づき、特例施設占有者として指定したので通知する。

記

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

熊本県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 2 号（第 2 条関係）

熊本県公安委員会指令第 号

不 指 定 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

年 月 日付けで申請のあった下記の施設については、遺失物法施行令（平成 19 年政令第 2 1 号）第 5 条第 5 号の規定に基づく特例施設占有者として指定しないので通知する。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

2 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部会計課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第3号（第2条関係）

熊本県公安委員会告示第 号

特 例 施 設 占 有 者 指 定 公 示 書

遺失物法施行令（平成１９年政令第２１号）第５条第５号の規定に基づき下記の施設占有者を特例施設占有者に指定したので、遺失物法施行規則（平成１９年国家公安委員会規則第６号）第２８条第４項の規定に基づき公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

年 月 日

熊本県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

別記様式第 4 号（第 3 条関係）

熊本県公安委員会告示第 号

特 例 施 設 占 有 者 変 更 事 項 公 示 書

遺失物法施行令（平成 1 9 年政令第 2 1 号）第 5 条第 5 号の規定に基づき、 年 月
日付けをもって指定した下記の特例施設占有者について、公示事項の変更の届出があったの
で、遺失物法施行規則（平成 1 9 年国家公安委員会規則第 6 号）第 2 9 条第 2 項の規定に基づき
公示する。

記

- 1 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
- 3 変更の届出があった事項

年 月 日

熊本県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 5 号（第 4 条関係）

熊本県公安委員会達第 号

指 定 取 消 通 知 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法施行規則（平成 1 9 年国家公安委員会規則第 6 号）第 3 0 条第 1 項の規定に基づき、
年 月 日付けをもって指定した下記の施設に係る特例施設占有者の指定を取り消
したので通知する。

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

2 取消年月日

年 月 日

3 理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 1 行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）第 2 7 条第 2 項ただし書の規定により異議申立てをすることができる場合は、行政不服審査法（昭和 3 7 年法律第 1 6 0 号）の規定による異議申立ての教示も併せて書面により行うこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 7 号（第 5 条関係）

熊本県公安委員会達第 号

報 告 等 要 求 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法（平成 1 8 年法律第 7 3 号） 第 2 5 条第 1 項 の規定に基づき、下記のとおり
第 2 5 条第 2 項

報 告

資 料 の 提 出 を 求 め る。

保管物件の提示

記

- 1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
- 2 報告を求める事項、提出を求める資料又は提示を求める保管物件

年 月 日

熊本県公安委員会 印

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部会計課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

別記様式第 8 号（第 6 条関係）

熊本県公安委員会達第 号

指 示 書

氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

殿

遺失物法（平成 1 8 年法律第 7 3 号） 第 2 6 条第 1 項 の規定に基づき、下記のとおり指示する。
第 2 6 条第 2 項

記

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

2 指示事項

3 指示をする理由

年 月 日

熊本県公安委員会 印

- 1 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、熊本県公安委員会（熊本県警察本部会計課経由）に対して異議申立てをすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内であっても、この処分の翌日から起算して 1 年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内であっても、この処分の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記 1 の異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して 1 年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

備考 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

熊本県選挙管理委員会告示第 106 号

次の団体は、政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 2 項の規定により、平成 19 年 4 月 3 日以後は、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出することができない団体となったので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

平成 19 年 11 月 16 日

熊本県選挙管理委員会
委員長 岩 尾 映 二

政治団体の名称	代 表 者 氏 名	会計責任者 氏 名	主たる事務所の所在地
自由民主党鹿北町支部	平井 光臣	鬼塚 親治	山鹿市鹿北町芋生 2096
自由民主党熊本県鹿央町支部	森 廣行	山下 健	鹿本郡鹿央町岩原 2596
自由民主党熊本県鹿本町支部	前川 範男	川野 功	鹿本郡鹿本町来民 1520-8
味岡和國後援会	味岡 和國	佐藤 重光	球磨郡多良木町多良木 3120-1
育栄政治研究会 栄山会	岩下 栄一	山本 敏博	熊本市水前寺 1-5-4
池田章子後援会	池田 章子	藤田 嘉廣	荒尾市川登 1817-94
上村豊一後援会	上村 豊一	田中 林平	球磨郡多良木町 2593-1
玉新会	荒木 巖	米野 一成	玉名市築地 2294
倉本よしお後援会	倉本 義雄	田代 亨	菊池市泗水町福本 2562
くりはら伸安後援会	栗原 伸安	大堀 英二	八代市古城町 2567-4
坂本憲治後援会	坂本 憲治	野尻 耕喜	玉名郡天水町小天 3779
三友会	浦田祐三子	坂口 礼子	玉名市岱明町野口 2077-2
志賀敏男後援会	志賀 敏男	志賀 章一	菊池郡大津町岩坂 800
中川浩一郎後援会	中川浩一郎	渡辺 裕之	鹿本郡植木町岩野 266-10
野尻耕喜後援会	野尻 耕喜	坂本 憲治	玉名郡天水町小天 4160-1
前島龍二後援会	前島 龍二	分部 伯雄	葦北郡芦北町芦北 2370-1
松倉秀美後援会	松倉 秀美	南 文明	玉名郡岱明町鍋 212
宮下幸一郎後援会	宮下幸一郎	田口 昇	天草郡五和町下内野 1551
新しい町づくり同志会	上村 豊一	田中 林平	球磨郡多良木町多良木久米 324
内田みちお後援会	内田みちお	内田 隆子	熊本市井川湊町 1-16
浦田ゆみこ後援会	浦田祐三子	坂口 礼子	玉名市岱明町野口 2077-2
緒方 奨後援会	岩津 利明	歌丸 光典	菊池市七城町砂田 257
鏡町商工政治連盟	緒方 次義	作田 紀夫	八代郡鏡町大字内田 460
神代秀樹後援会	神代 秀樹	坂田 洋子	荒尾市蔵満 372
球磨川自然環境保全環境美化推進 運動評議会	矢野 恵	菊池 征也	人吉市下原田町瓜生田 777-6
隈部忠宗後援会	隈部 敬昭	前田 英明	菊池郡七城町大字荒牧 443-1
小材敏博後援会	八浪 洋一	富田 修	山鹿市鹿本町中川 2085 番地
小林悦子後援会	福島 作蔵	博多 正信	荒尾市大島町三丁目 5-11
市政を考える会	内田三千夫	内田 隆子	熊本市井川湊町 1-16
森寿会	甲斐 眞一	津留 孝二	阿蘇郡高森町高森 1033-6
真政懇話会	新永 隆一	木村 幸子	熊本市本荘三丁目 7-18
政治結社 日本政経協議会	後藤 健夫	水野 真也	熊本市九品寺 3-17-24 M2 ビル 602
政治団体 国土環境同志会	田中 義一	税所 和典	人吉市下原田町瓜生田 777-6
高橋誠治後援会	渡辺 六男	碓井 文成	阿蘇郡産山村大字山鹿 1501
竹浦裕道後援会	清田 國廣	浜村 要	葦北郡芦北町大字田浦 905
竹下幸治後援会	竹下 幸治	小山 勝良	玉名市横田 363
ともえだ和明後援会	梅田 一夫	友枝 幸雄	八代市千丁町古閑出 802-1
西山誠一後援会	中山 徹義	古堀 一正	宇土市古保里町 1061
二ノ文伸元後援会	二ノ文伸元	森山 公高	菊池市隈府 1062
林田敏生後援会	加藤 幸一	福田 成也	鹿本郡植木町大字木留 780

東川義勝後援会	生川 幸蔵	浜本 静香	上天草市龍ヶ岳町高戸 4129-18
平井光臣後援会	平井 光臣	中島 純之	山鹿市鹿北町芋生 2096
福田ひとし後援会	苗床 愿	坂本 孝博	水俣市大園町三丁目 6 番 32 号
まきの洋一後援会	山田 盛昭	中山 芳隆	菊池郡泗水町大字豊水 3621-2
松島正幸後援会	松島 正幸	辻本 泰	上天草市姫戸町二間戸 3576-93
水といのちのネットワーク	出水 晃	緒方 雅子	八代市本野町 463-6
宮田光秋後援会	宮田 待生	宮田 勝子	球磨郡相良村大字四浦大谷東 3304
山村保夫後援会	伊豫 輝光	園川 保幸	宇土市岩古曾町 238-1
横手良弘後援会	島村 謙二	須崎 章子	玉名市小浜 1058-2
吉村勝徳後援会	吉村 勝徳	岡 理兵衛	人吉市鬼木町 1011-2
光村秋夫後援会	大塚 一利	山辺 敏	菊池郡大津町室 560 番地
笠愛一郎後援会	東 真也	角井 准也	菊池市重味 973
渡辺利一後援会	山田 浩	渡辺 幸夫	本渡市諏訪町 5-13